

令和7年5月9日

保護者 様

今治市立桜井小学校長 里本 明美

警報発表時の対応について

新緑の候、皆様方におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

さて、非常変災時の登下校に関しまして、下記のように対応いたします。今後、梅雨時期の状況や台風等の進路により、暴風・洪水等の警報が出されることが予想されますので、御確認の上、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 集団登校の集合時刻に、愛媛県今治市に「特別」「暴風」「暴風雪」「大雪」「洪水」「波浪」「高潮」「津波」のいずれかの「警報」が発表されている場合（大雨は除く）

- (1) 児童を登校させないで自宅待機をさせてください。

「特別警報」が発表されている場合は、登校させないで行政機関等の指示に従って直ちに命を守る行動をとってください。

※ 大雨警報については、降雨区域が局所的であることが多いため、市内一斉に自宅待機となる警報からは除きます。大雨警報が発表された場合も原則、登校とします(令和3年9月より)。ただし、気象庁の「キキクル」の情報等を参考に危険度が高いと判断した時は、桜井中学校、国分小学校との3校で協議の上、自宅待機・臨時休業とすることがあります。その場合、マチコミやホームページ等で連絡および周知いたします。

- (2) 自宅待機となる警報が始業開始までに発表され、警報の発表を知らずに登校している児童については、教職員が巡視を行い、家庭へ帰るよう呼びかけます。登校した児童については、天候や通学路等の安全を確認した上で下校させます。学校で待機させた場合の給食はありません。そのため、待機が長引いたとき、保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

- (3) 自宅待機中、警報が解除となった場合、次のように対応します。

ア 10時までに警報が解除された場合は、その時点で登校させてください。バス通学の子どもさんは警報解除後のバスの時刻に合わせて登校させてください。ただし、朝7時の時点で、今治市に上記のいずれかの「警報」が出ている場合は、学校給食はありませんので、学校からの連絡があって登校しても、午前中の授業を終えれば下校します。

イ 10時になっても警報が解除されない場合は、その日は臨時休業とします。

2 在校時に警報が発表された場合

在校時に今治市に「特別」「暴風」「暴風雪」「大雪」「洪水」「波浪」「高潮」「津波」のいずれかの警報が発表された場合について

- (1) 桜井中学校区3校で相談し、安全を確認して下校させます。
- (2) 下校時刻、下校方法については、マチコミと桜井小学校ホームページでお知らせします。下校方法は、次の2通りとし、状況により判断します。

ア 全校集団下校

集団下校は、教職員が引率し、安全の確保を図ります。

イ 全校引渡し

児童は教室に待機しておりますので、教室までお迎えをお願いします。

- (3) 警報の発表が7時以降にあり、給食が実施可能であれば、調理場ごとに工夫し、通常よりできる限り早く準備・提供し、柔軟で臨機応変な対応に備えます。なお、天候、通学路の状況によっては給食を中止し、下校を優先させる場合もあります。

3 給食費等について

以下の(1)、(2)については、今治市内で統一して決定したものです。

- (1) 午前7時の時点で、調理場の給食準備が始まりますので、急遽の臨時休業や下校となった場合、また保護者の判断で登校を見合わせた場合でも、給食費を徴収させていただきます。
- (2) 警報発表の時間、天候の状況等によって給食を停止した場合については、その日の食料を翌日以降のメニューに追加するなどして、できる限り無駄にならないよう調理場ごとに工夫をいたします。そのため、その日の給食費についても、徴収させていただきます。

4 その他

- (1) 登校時に警報が出ていなくても、雨風の強い場合、雷が激しくなっている時があります。保護者として安全に登校することができないと判断した場合は、自宅待機をして安全を確かめてから登校させてください。この場合は、出席停止等として欠席にはなりません。
- (2) 登校する場合には、増水している川など危険な場所には近付かないように、御家庭でも十分御指導ください。
- (3) 道路の損壊やがけくずれ、河川の増水等、危険な状況が見られる場合は、学校へ連絡（48-0217）をお願いします。
- (4) 学校からの連絡については、マチコミやホームページでお知らせいたします。
- (5) **桜井中学校、国分小学校と緊密に連絡を図りますが、校種や通学手段の違い等のため、対応が異なる場合があります。御理解ください。**